

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 22 年 4 月 9 日 (金) 第 8 1 8 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (222) (福祉保健課) 2 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (223) (〃) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (224) (経営支援室) 2 障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの指定 (225) (雇用就業支援室) 3 障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの指定の 取消し (226) (雇用就業支援室) 3 土地改良区の解散 (227) (農地・水保全課) 4 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (2件) (228・229) (会計指導課) 4 収入証紙の小売りさばき人の指定 (230) (〃) 5 土地改良区の役員の就任 (231) (中部総合事務所農林局) 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等 (11) 5
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 6
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (景観まちづくり課) 7
◇ 雑 報	猟銃安全指導委員の委嘱 (警察本部生活環境課) 7

告 示

鳥取県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
こころの発達クリニック	鳥取市立川町五丁目 417	平成22年4月1日
瑞星歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭 1811-42	〃

鳥取県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	辞退年月日
中本歯科医院	鳥取市茶町 420	平成22年3月30日

鳥取県告示第224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合西伯店
西伯郡南部町阿賀226-1
- 変更する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後10時まで
変更後 午前7時30分から午後10時まで
- 変更年月日

平成22年3月12日

4 変更する理由

お客様の利便向上のため、開店時刻を変更する。

5 届出年月日

平成22年3月8日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年4月9日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

西伯郡南部町天萬558

南部町役場産業課

9 意見書の提出

南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第225号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第2項の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 指定した者の名称 | 社会福祉法人あしーど |
| 2 指定した者の住所 | 米子市道笑町二丁目126 |
| 3 指定した者の事務所の所在地 | 米子市道笑町二丁目126 |
| 4 指定年月日 | 平成21年4月1日 |

鳥取県告示第226号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第35条において準用する法第32条第1項の規定に基づき、次のとおり障害者就業・生活支援センターの指定を取り消したので、法第35条において準用する法第32条第2項の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------|---------------|
| 1 取消した者の名称 | 特定非営利活動法人すてっぷ |
|------------|---------------|

- | | |
|-----------------|---|
| 2 取消した者の住所 | 米子市道笑町二丁目126 |
| 3 取消した者の事務所の所在地 | 米子市道笑町二丁目126 |
| 4 取消年月日 | 平成22年4月9日 |
| 5 取消理由 | 法第34条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるため |

鳥取県告示第227号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、大河内土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
河川法（昭和39年法律第167号）第67条の規定に基づく原因者負担金の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県土整備部河川課
課長 竹森 達夫
課長補佐兼主幹 福田 成生
主事 有岡 博己
- 3 委任期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第229号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部道路企画課
課長補佐兼主幹 谷口 正一
副主幹 山根 伸次
主事 引田 大治

3 委任期間

平成22年4月9日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第230号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
平成22年4月1日	650	鳥取市福部町箭溪 10 - 1	坪内 美子	鳥取市生山 111

鳥取県告示第231号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

就任した役員の氏名及び住所
理 事 平 岡 義 人 倉吉市下余戸174-3
平成22年3月13日就任 任期 平成23年5月24日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第11号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに鳥取市選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年4月9日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,746
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,876
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,984

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成22年4月9日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成22年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成21年4月17日付鳥漁調第1号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、倉吉市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年4月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画下水道 倉吉市公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

雑 報

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

平成22年4月9日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 猟銃安全指導委員の氏名、住所、活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
松 本 輝 之	鳥取市二階町	鳥取警察署の管轄区域内
安 木 顕	鳥取市湖山町	
小 林 繁	鳥取市吉岡温泉町	
小 谷 幸 次	岩美郡岩美町	
有 田 敬	八頭郡八頭町	郡家警察署の管轄区域内
矢 野 忠	八頭郡八頭町	智頭警察署の管轄区域内
西 尾 功	鳥取市河原町	
尾 崎 美 佐 夫	八頭郡智頭町	浜村警察署の管轄区域内
秋 田 典 昭	鳥取市青谷町	
山 下 慶 久	倉吉市堺町	倉吉警察署の管轄区域内
佐々木 睦 幸	倉吉市大河内	
栗 原 公 明	東伯郡三朝町	
門 脇 正 人	東伯郡琴浦町	八橋警察署の管轄区域内
汐 田 二 千 六	西伯郡大山町	
柴 垣 信 司	米子市大篠津町	米子警察署の管轄区域内
渡 邊 学	米子市観音寺新町	

田 中 正 範	米子市淀江町	
田 子 信 朗	西伯郡南部町	
渡 部 龍 洋	境港市森岡町	境港警察署の管轄区域内
遠 藤 輝 正	西伯郡伯耆町	黒坂警察署の管轄区域内
白 石 賢 一	日野郡日野町	
三 好 忍	日野郡日野町	

- 2 猟銃安全指導委員の連絡先
各警察署に問い合わせること。
- 3 猟銃安全指導委員の任期
平成22年4月1日から平成24年3月31日まで